●可燃物処理施設建設計画について

- (1)計画内容と情報公開について
- ① 平成 23 年 11 月議会において、情報公開の一つとして、審議過程の透明性を 高めていくために、正副管理者会議の議事録の公開を求めました。それに対 して、深澤副管理者は、記事録は事務局で閲覧できるが、今後ホームページ 等による公開も検討していきたいとの答弁でありました。1 年が経っていま すが、実施に向けてどのように検討しているのか、管理者にお聞きする。
- ② これまでも質問してきたが、東部広域でのゴミの減量化計画の策定についてです。具体的なとりくみは、各市町に委ねているのが実態である。管理者は、2 月議会では、ゴミの減量化に対するゴミ処理の統一した考え、共通認識のもとで、推進を測っていきたいという答弁であった。管理者は具体的な数字目標を定める考えがあるかどうか、あらためてお聞きする。
- ③ ゴミ処理建設に関して、仄聞するところによると平成 20 年度~ごみ質調査をしているとお聞きします。それは、どんな結果であり、どんな焼却炉に選択するのかに関わることではないかと推察するが、いつ公表されるのかお聞きする。

(2)環境影響評価準備書について

先日、鳥取県環境影響評価審査会が開会され、準備書に対する知事意見の項目とその案が審議された。

その準備書の作成に関して、知事は平成22年1月20日付で、「可燃物処理施設整備事業(仮称)に係る環境影響評価方法書に対する意見について」の通知を出している。その中の「総括的事項」が3点、述べられている。

① その一つに、環境影響評価の実施にあたっては、住民からの要望等に十分配 慮するとともに、引き続き情報公開に努めることを求めている。

9月、国英地区建設反対協議会が環境影響評価準備書への意見書及び事業者意見に対する追加質問を東部広域に提出されました。これに対して、東部広域は、県条例に基づく意見書の提出期間を経て、8月に条例の規定する住民意見概要書及び事業者の見解を県に送付したので、追加質問は、事業者が見解を述べた後に提出されたものであること、現在県の審査を受けている立場にあることを理由に、「あらたな事業者の見解を述べることは控えさせていただく」として、この追加質問ついての文書を返送した。

果たして、こうした措置が適切なのでしょうか。知事の意見をどう踏まえて

おられますのか、お聞きする。

② 2つには、方法書で、知事は「環境影響調査の実施にあたっては、単に環境保全目標と比較するのではなく、現況の環境を極力悪化させないという観点から評価するとともに、環境影響評価の結果、環境保全措置を講じる事とする場合は、環境影響への回避低減が最大限なされるように、十分検討し、その内容についても明らかにすること」を求めています。その点で、先日の審査会で、例えば植物、動物、生態系の環境保全措置について、どんな調査の結果で、どんな評価をしているのか、それに対する審議会の意見案はどのようなものになろうとしているのか、お聞きする。

●119番通報の受信体制と常時2名配置について

5月の臨時議会で配布された資料では、「消防体制の充実と考え方」が述べられています。そのなかで、対策実施事項のなかで、「情報指令課の深夜勤務における指令員の2名当務化を実現し、119番の迅速かつ的確な受信体制の確保を図る」としています。通信指令課の通信指令業務は年間12000件を超える119番通報を受信し、的確な出動、関係機関との迅速な連携をとり、住民の命と財産を守る行政の重要な業務であり、そのために、消防力の指針でも通信指令管制業務に従事する職員の数を常時2名以上と規定しているとしています。しかし、実態は深夜の仮眠時間帯夜10時~翌朝6時までは、実質一人であるために、体制強化の必要について「有事における体制整備と職員の健康管理の掌握をあわせ常時2名体制への改善が急務である」と述べている。

こうした実態を改善するために、早く常時2名体制化を実施していくべき であると考えますが、管理者のお考えをお聞きする。

●東町出張所の耐震対策について

- ○ご案内のとおり、防災・減災の重要な拠点施設である消防施設の耐震対策 は急務中の急務である。出張所の整備の検討状況について、お聞きしたい。
- ○今後、どのような計画で取り組むのか、再度お聞きしたい。